

県南広域振興局長告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年9月20日

県南広域振興局長 小 島 純

行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312400013	ホームヘルプにしわが	和賀郡西和賀町川尻40地割73番地82	令和6年10月1日